

八代市監査委員公告第4号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

令和2年5月7日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	古	嶋	津	義

定期監査結果に対する

措置状況報告書

(令和2年5月)

八代市監査委員

# 目 次

## 措置状況報告書

### 【平成29年度分】

- ◆ 人権政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ◆ 建築住宅課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◆ 企画政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 【平成30年度分】

- ◆ 農林水産政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ◆ 健康福祉政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ◆ こども未来課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

### 【令和元年度分】

- ◆ 危機管理課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- ◆ 企画政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- ◆ 循環社会推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- ◆ 環境センター管理課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- ◆ 建築住宅課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
- ◆ 建築指導課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- ◆ 教育施設課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- ◆ 生涯学習課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
- ◆ 博物館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
- ◆ イベント推進課（商工政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- ◆ イベント推進課（観光振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- ◆ 文化振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- ◆ スポーツ振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名            人権政策課  
監査対象年度        平成28年度  
監査実施期間        平成29年 6月 2日 ～ 平成29年 6月29日

指摘事項	<p>住宅新築資金等貸付金償還金の滞納分について、滞納者との面談等が行われておらず、状況把握ができていないものや、時効の援用がなされているにも係わらず適切な事務処理が行われていないものがあった。</p> <p>滞納者への面談を行い状況を把握し、安易に不納欠損とならないよう滞納対策を講じていただきたい。また、必要に応じて納税課債権対策室と協議を行うなど債権管理条例に基づき適切な債権管理事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>住宅新築資金等貸付金償還金について、令和元年8月及び令和2年2月、滞納者に対し面談の呼びかけを催告と共に行い、連絡を受けた数件から面談に着手しました。今後、連絡のない者に対しても計画的に面談を進めていくようにいたします。</p> <p>時効の援用がなされていた案件について、平成31年3月に不納欠損の処理を行いました。今後は、適切な事務処理を行ってまいります。</p> <p>納税課債権対策室への相談、協議を引き続き行っていくとともに、弁護士等への相談を行いながら、債権管理条例に基づいた適切な債権管理事務を行ってまいります。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 建築住宅課  
監査対象年度 平成 28 年度  
監査実施期間 平成 29 年 10 月 20 日 ～ 平成 29 年 11 月 15 日

指摘事項	<p>市営住宅駐車場の設置及び使用料について、八代市営住宅設置管理条例に規定がないにも関わらず、駐車場使用料を徴収していた。</p> <p>市営住宅の駐車場については行政財産となるため、地方自治法第 228 条により、使用料を条例に定めなければならない。</p> <p>市営住宅駐車場の設置及び使用料について、条例に規定していただきたい。</p>
改善内容	<p>市営住宅の駐車場の設置及び使用料については、駐車場の管理及び使用料についての規定を令和 2 年 3 月定例会にて上程し、条例に定めたところです。今後も法令を遵守し、適正な駐車場の管理及び使用料の徴収に努めてまいります。</p>

八代市監査委員 様

八代市長 中村 博生

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 企画政策課  
監査対象年度 平成28年度  
監査実施期間 平成29年10月20日 ～ 平成29年11月15日

指摘事項	<p>「八代市広告掲載基準」において、本市の市税の滞納がある事業者等は広告を掲載できないと規定されているが、市外業者については、この地方税の滞納の有無が掲載条件となっておらず、審査項目が欠けている状態となっている。</p> <p>このことについては、平成27年度定期監査において、市内業者と市外業者の取り扱い上の不公平の解消に関し検討を求めていたが、十分な改善がみられなかった。</p> <p>市外業者からも本拠地からの納税証明書を提出してもらうなど、公平性の確保に努めていただきたい。</p>
改善内容	<p>本市の広告媒体に広告を掲載する事業者に対しては、本市の市税以外の税の滞納状況の確認は行っていませんでしたが、指摘に基づき、令和2年2月に本市広告掲載基準の改正をし、令和2年度から、本市の市税の納税義務がない事業者についても主たる事業所の所在地の市区町村税の滞納状況を調査するよう改善しました。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 農林水産政策課  
監査対象年度 平成29年度  
監査実施期間 平成30年09月19日 ～ 平成30年10月17日

指摘事項	<p>⑤東陽農林水産地域事務所が行った東陽定住センター敷地内の平成28年度分電柱等継続分占用料について、平成29年9月に調定が計上されていた。 継続分占用料は、当該年度分をその年度の初めに徴収することとなっているため、平成28年度分は平成28年4月1日付で調定の計上をするべきであった。 また、平成29年度分についても調定の計上が遅れていた。 調定の計上の遅れについては、平成28年度定期監査で同様の指導を行っていたが、改善がみられなかった。 今後は調定に係る事務処理を適時適切に行っていただきたい。歳入事務に関しては、会計課等の審査がなく、課において責任を持って事務を行うこととなるため、担当者のみならず決裁者においても確認を行い、調定期限や調定額等誤りがないよう、チェック体制を強化し、適正な事務が継続して行われるようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった東陽定住センター敷地内の電柱等継続分占用料の調定について、令和元年度においては、年度当初に調定を起票し改善しました。 令和2年度以降も、年度当初に調定を起票することとし適切に取り扱います。</p>

指摘事項	<p>⑥東陽農林水産地域事務所が行った味噌作り体験教室において、教室開催の実施伺が起案されておらず、負担金についても決裁を受けないまま、参加者から負担金を徴収していた。</p> <p>事業を実施する際には、開催実施伺を起案し、負担金徴収に係る決裁を受けるべきであった。</p> <p>今後は、適正な歳入事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった味噌づくりの体験教室の実施伺いについて、令和元年度は事前に実施伺いを起案し決裁を受け改善しました。</p> <p>令和2年以降も、事前に伺いの決裁を受けるようにし適切に取り扱います。</p>

指摘事項	<p>⑧東陽農林水産地域事務所では会計事務を行っている「八代市東陽町認定農業者連絡協議会」については、出納簿や会計報告書が作成されておらず、適正な事務処理が行われていなかった。</p> <p>現在休止中ではあるものの会名義の預金が現存するため、出納簿の作成及び通帳との定期的な照合を必ず行い、会への会計報告を行っていただきたい。</p> <p>また、休止している協議会の会計事務の取り扱いについて、関係部署等と検討していただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった東陽町認定農業者連絡協議会の出納簿や会計報告について、平成30年度までは出納簿の作成や通帳との照合を行い、協議会への会計報告を実施し改善しました。</p> <p>令和元年度においても同様に協議会への会計報告を行います。</p> <p>なお、休止している協議会の会計事務の取り扱いについては、協議会役員と協議中であり、その協議を踏まえて関係部署と検討します。</p>



八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名            農林水産政策課  
監査対象年度        平成27～29年度  
監査実施期間        平成30年 9月19日 ～ 平成30年10月17日

指  
摘  
事  
項

【鏡町認定農業者連絡会の会計処理】

今回の不適正な事務の発生は、次にあげるものが要因と考えられる。

- ・会の会計事務を行うことについて、担当者が管理監督者へ報告を行っておらず、管理監督者が把握していなかった
- ・収入、支出同等の書類により許可を得ることなく、収入や支出が行われていた
- ・領収書等の根拠書類が適正に保管されていなかった
- ・出納簿が作成されていなかった
- ・出納簿と通帳（現金）の定期的な照合が行われていなかった
- ・会員からの会費を口座に入金することなく、長期にわたり現金管理していた
- ・根拠資料に基づかない誤った決算書を作成していた
- ・決算報告書の管理監督者による精査が行われていなかった
- ・印鑑を紛失するなど、通帳、印鑑の適正な管理が行われていなかった
- ・人事異動の際、後任への通帳、現金の適正な引き継ぎが行われていなかった

この要因を解消するために、次のような取り組みを行っていただきたい。

- ①通帳、印鑑の適正な保管・管理、現金の適正な管理
- ②根拠書類に基づいた収入、支出の伺の作成、完了の確認
- ③出納簿による収支の管理
- ④管理監督者による定期的な出納簿と通帳の照合
- ⑤団体に対する決算報告

市民にとっては、公金・準公金の区別はなく、市職員が管理する現金等に係る不祥事は、行政に対する不信感を招くとともに、市に対する信頼を失墜させる行為であることから、準公金を取り扱う職員については、その重要性を認識し、自分が果たす任務と責任を自覚し、会計事務を行っていただきたい。また、管理監督者は常に危機管理意識を持って指導監督を行っていただきたい。

改善内容

・平成27年度決算から3年間の虚偽報告と多くの不適切な会計処理により、担当部局はもとより、八代市職員としての信頼を欠くこととなりました。

つきましては、平成30年度より、会計事務については鏡農林水産地域事務所が行い、ご指摘の事項はもとより、新公金マニュアルを遵守し、鏡町認定農業者連絡会と密に連携をとり、今後、今回のような事例を繰り返さないために、下記のとおり適切な会計事務を行い、連絡会会員をはじめ、八代市民の信頼回復に努めます。

- ① 口座印鑑と通帳を鍵付きの手提げ金庫等にそれぞれ分けて管理し、原則、現金を置かず速やかに金融機関等に納入する等、適切な管理を行うようにしました。
- ② 収支毎に伺いを作成し、所長及び連絡協議会会長の決裁を行い、決裁後は通帳より出入金を行い、現金での管理はしないようにしました。
- ③ 金銭出納簿による適切な収支の管理を行うこととしました。
- ④ 領収書等の適切な管理を行うと共に、定期的に所長及び連絡協議会役員で出納簿と通帳の確認を行うようにしました。
- ⑤ 平成31年4月25日の総会時において、協議会に対して決算報告を行いました。今後も同様に総会時に決算報告を行います。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 健康福祉政策課  
監査対象年度 平成 29 年度  
監査実施期間 平成30年11月19日 ～ 平成30年12月17日

指摘事項	<p>② 八代市遺族連合会事業補助金に係る事業実績報告書が提出されておらず、提出の依頼も行われていなかった。</p> <p>事業補助金は、関係要領等に基づき、実績報告書等により補助対象経費等の内容を精査し交付額を決定するものである。</p> <p>今後は、適切な時期に事業実績報告書の提出を求めるなど、要領等に基づき適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>② 指摘のあった事業実績報告書については、八代市補助金等交付規則に基づき適切な時期に提出を求めるよう改善を行いました。</p> <p>また、新たに「八代市遺族連合会事業補助金交付要領」（令和元年11月22日健康福祉部長専決）を制定し、補助対象事業や補助対象経費等を明確に決めました。今後は、本要領に基づき、適切な時期に実績報告書及び内容の分かる証拠書類の提出を求めたうえで、補助対象経費の適否を精査するなど、適正な交付事務を行います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名            こども未来課  
監査対象年度        平成29年度  
監査実施期間        平成31年1月8日 ～ 平成31年2月5日

指摘事項	<p>①保育料の滞納者に対し、督促状が発送されていないなど滞納対策が不十分であった。保育料は強制徴収公債権であり、滞納処分ができるものであるが、督促が前提要件となっている。また、督促により指定された期限までに納付がない場合は、文書や電話等による催告を行うなどの滞納対策を講じる必要がある。</p> <p>今後は、面談や臨戸訪問等により滞納者の状況を把握した上で納付を促すなど十分な滞納対策を講じていただきたい。また、必要に応じて納税課債権対策室と協議を行うなど八代市債権管理条例及び八代市債権管理条例施行規則等に基づき、適正な債権管理事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>保育料の滞納者に対する督促状については、平成29年度までは未発送であったため、平成30年4月分から毎月、現年度の未納者に対して督促状を送付するよう改めました。また、過年度の滞納者に対しては、平成30年12月に未納分の督促状を一斉に発送しています。納付がない滞納者に対しては、定期的に文書や電話、訪問等による納付催告を継続して行っています。</p> <p>今後の滞納対策としては、現在、納税課債権対策室と協議を行い、債権移管を検討しており、移管前の準備として、滞納者の債権管理や時効管理等の整理、督促手数料・延滞金の取扱いの検討、システムの改修等を進めています。債権管理や時効管理の整理にあたっては、滞納者の財産調査や面談・訪問による聞き取り等を行い、納付能力等の調査を行い、滞納者の状況に応じた滞納整理を行うこととしています。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名            こども未来課  
監査対象年度        平成29年度  
監査実施期間        平成31年1月8日 ～ 平成31年2月5日

指摘事項	<p>②八代市母子寡婦連合会事業補助金に係る事業実績報告書に交付要領で定める収支決算書が添付されておらず、補助対象経費等の内容の精査が不十分であった。 事業補助金は、関係要領等に基づき、事業実績報告書等により補助対象経費等の内容を精査し交付額を決定するものである。 補助金交付事務については、要領等に基づき適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>八代市母子寡婦福祉連合会補助金の実績報告については、平成30年度の実績報告から、収支決算書及び領収書、活動内容等の支出内容が分かる資料の提出を受け、また事業の内容について聞き取りを行い、交付要領第2条に基づく補助対象経費に該当するか精査をし、補助金交付の適正な事務に取り組んでいます。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名            危機管理課  
監査対象年度        平成30年度  
監査実施期間        平成31年4月15日 ～ 令和元年5月15日

指摘事項	<p>消防格納庫等消防団施設について、市が所有するものについては、市費による整備を行い、町内会又は分団が所有するものについては、当該団体において整備し、消防団施設整備費補助金を交付するとされているが、次のような不適切な取り扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市が所有する消防団施設について、町内会で修繕を行い、消防団施設整備費補助金が交付されていた。</li><li>・町内会、分団が所有する消防団施設について、市費による増改築の施工が行われていた。</li></ul> <p>消防格納庫等消防団施設の整備については、所有者の確認を十分に行い、適切な予算の執行を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった消防団施設整備補助金については、地元の消防団に対し交付を行っており交付分団より市へ返金を求め、戻入処理を行いました。また、修繕費についてはすでに全額が分団より工事業者へ支払いが済んでいた為、市から分団に対し修繕費全額の支払いを済ませました。</p> <p>今後は消防団施設において所有者の調査、確認を十分に行い、市所有のものについては、市費による整備を行い、町内会等が所有するものについては、当該団体において整備し補助金を交付するよう適切な事務手続きを行います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名            企画政策課  
監査対象年度        平成30度  
監査実施期間        令和元年6月6日 ～ 令和元年7月5日

指摘事項	<p>① 生活交通路線維持費補助金について、八代市生活交通路線維持費補助金交付要領ではなく、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき交付額が決定されていた。</p> <p>このことについては、平成29年度定期監査において、市の補助金交付要領の改正の必要性について指導を行っていたが、見直しがされていなかった。</p> <p>補助金は、関係要領等に基づき算出し、交付額を決定するものである。</p> <p>速やかに要領の改正を行い、適正な補助金交付事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった生活交通路線維持費補助金については、八代市生活交通路線維持費補助金交付要領を改正し、同交付要領に基づき交付額を算出し、決定するよう改善しました。</p> <p>今後は改正後の交付要領に基づき、適正な補助金交付事務を行ってまいります。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

## 定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

## 記

課 かい 名            循環社会推進課

監査対象年度        平成30年度

監査実施期間        令和1年6月6日～令和1年7月5日

指摘事項	<p>①平成29年度に販売した金属くずの販売代金が、業者から出納閉鎖期日までに納入されなかったため、平成29年度の調定の減額処理を行い、平成30年度に6月8日付で調定されていた。</p> <p>調定は根拠なく変更してはならないものであり、この場合は、調定額の減額処理を行うのではなく、平成29年度における収入未済として計上し、平成30年度への滞納繰越処理を出納閉鎖後の6月1日付で行うべきであった。</p> <p>出納整理期間中の歳入事務は翌年度にも影響を与えるため、調定手続き及び歳入金 of 収納管理等については、八代市会計規則、「会計事務の手引き」等に基づき、適切な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>今後は、決められた期限までに納入がなかった場合は、相手方へ納入依頼を行います。また、年度末にも納入状況を再度確認し、年度内の納入に努めます。どうしても、出納整理期間中に納入されなかった場合は、調定の減額ではなく収入未済とし、翌年度への滞納繰越処理を行います。以上のことから、歳入事務については、八代市会計規則及び「会計事務の手引き」等に基づき、適正な事務執行を行います。</p>



八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名            循環社会推進課  
監査対象年度        平成30年度  
監査実施期間        令和元年6月6日 ～ 令和元年7月5日

指摘事項	<p>②生ごみ堆肥化容器等設置助成金について、次のような不適切な取り扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生ごみ堆肥化容器等をポイントを利用して購入した場合、ポイント分を補助対象とするか関係要領等で定められていなかった</li><li>・助成金申請者から提出された領収書について、金額のみの記載となっており、助成金対象物が購入されたのか確認できないものがあった。</li></ul> <p>助成金は、関係要領等に基づき、助成金対象経費の適否を十分に精査する必要がある。</p> <p>今後は、助成金交付要領等において、ポイントの取り扱いについて定め、助成金対象物が購入されたことを確認できる証拠書類の提出を求めるなど、助成金対象経費の適否を十分に精査し、適正な助成金交付事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった助成金交付手続きについては、以下の点を改善しました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ポイントの取扱いについて明記した助成金交付要領を作成しました。</li><li>・不備のある領収書が提出された場合には、助成金対象物が購入されたことを確認できる証拠書類の提出を求めるなど、助成金対象経費の適否を十分に精査します。</li></ul> <p>今後は、助成金交付要領に則り、適正な助成金交付事務を行います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名            環境センター管理課  
監査対象年度        平成30年度  
監査実施期間        令和元年6月6日 ～ 令和元年7月5日

指摘事項	<p>① 八代市一般廃棄物処理手数料の後納に関する要領に基づき、搬入ごみ手数料の後納を承認している業者のうち、平成30年7月分の手数料を当該年度に納入していない業者があった。</p> <p>搬入ごみ処理手数料は、本来、その都度現金で納入されるもので、年度を超えた収入となることは適切ではない。</p> <p>指定した期限内に納入が行われているか定期的に確認していただきたい。</p> <p>また、期限内の納入がない場合は、要領に基づき、後納承認取消の処分を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった八代市一般廃棄物処理手数料については、今年度より、環境センター（エネルギー回収推進施設）の運営を委託している八代環境テクノロジー株式会社が一般搬入及び後納手数料を収入し、搬入ごみ処理手数料として一月分をまとめて市に納付しています。</p> <p>そのため、八代環境テクノロジーが指定した期限内に後納業者から納入がなければ、市に連絡がくるようにしており、そこで確認を行うよう改善しました。</p> <p>今後、要領が守られない事案が発生した場合は、指導を行い、承認取消の処分を検討します。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 建築住宅課  
監査対象年度 平成 30 年度  
監査実施期間 令和元年 10 月 16 日 ～ 令和元年 11 月 18 日

指摘事項	<p>年度途中に行政財産使用許可を行った支線 1 本について、電柱等占用料の請求が行われていなかった。八代市行政財産使用料条例により、使用許可の期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、日割りをもって計算するとされているため、日割り計算し請求を行うべきであった。この占用料については、平成 30 年度の収入となるものだが、未請求であったため、速やかに納入通知を行っていただきたい。</p> <p>今後は、八代市行政財産使用料条例に基づき、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘がありました年度途中（平成 30 年度）に行政財産使用許可を行った支線 1 本について、八代市行政財産使用料条例に基づき、令和元年 12 月 5 日に電柱占用料として日割り料金の請求を行い、令和 2 年 1 月 21 日に納入が済んでおります。</p> <p>今後も適正な事務を行うように努めます。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 建築指導課  
監査対象年度 平成 30 年度  
監査実施期間 令和元年 10 月 16 日 ～ 令和元年 11 月 18 日

指摘事項	<p>危険ブロック塀等除却促進事業補助金において、補助金額の千円未満の端数処理方法が誤っているものがあった。 補助金交付を行った全件について確認を行い、補助金額に変更があれば、適正に対応していただきたい。 今後は、八代市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱に基づき、適正に補助金額の決定を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった危険ブロック塀等除却促進事業補助金において、補助金額の千円未満の端数処理方法が誤っているものがあったことについて次のように改善しました。</p> <p>補助金交付を行った全件について、端数処理方法を確認したところ、補助金額に変更があるものが 1 件あり、交付金額として 1,000 円不足しておりましたので、申請者に対し、説明の上、不足額分の補助額を交付しました。</p> <p>今後は、補助対象事業費の算定の経過（端数処理を含む）を、要綱に基づく方法で確認できるよう見直し、適正に補助金額の決定を行っていきます。</p>

八代市監査委員 様

八代市教育長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 教育施設課  
監査対象年度 平成30年度  
監査実施期間 令和元年11月19日 ～ 令和元年12月19日

指摘事項	<p>学校体育館等の網戸設置工事について、随意契約限度額以内となるよう任意に分割し、随意契約が行われていた。</p> <p>特別な理由がなく工事等を分割し、随意契約を行うことは適正ではない。「随意契約の手引」に基づき適正な契約事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった工事等の随意契約事務については、執行する際、特別な理由がある場合を除き、分割せず契約の処理を行うようにし、今後は、「随意契約の手引き」に基づき、適正な契約事務を行うようにいたします。</p>

八代市監査委員 様

八代市教育長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 生涯学習課  
監査対象年度 平成30年度  
監査実施期間 令和元年11月19日 ～ 令和元年12月19日

指摘事項	<p>公民館施設利用のキャンセルについて、使用料の6割が還付されていたが、八代市公民館条例等に、還付の割合が定められていなかった。</p> <p>使用料を一部還付する場合は、条例等で割合について定めなければならない。</p> <p>今後は、条例等に基づき適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった八代市公民館使用料の還付の割合については、八代市公民館条例施行規則の一部改正（令和2年八代市教育委員会規則第1号、令和2年2月13日公布）を行い、改善しました。</p> <p>今後は、条例等に基づき適正に処理します。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名            博物館  
監査対象年度        平成30年度  
監査実施期間        令和元年11月19日 ～ 令和元年12月19日

指 摘 事 項	<p>①博物館に設置されているカフェについて、使用許可条件の一つとして規定されている販売品等に関する承認申請及びその承認が行われていなかった。 使用許可条件に基づき、必要な手続きを行っていただきたい。</p> <p>②平成31年4月から令和元年10月までの時間外勤務について、退庁記録及び時間外勤務申請の状況を確認したところ、次のような不適切な取り扱いが見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 時間外勤務を行っているにもかかわらず、申請されていないもの</li><li>・ 月に45時間を超えて時間外勤務を行っているもの</li></ul> <p>必要な時間外勤務を行った場合には、適正に申請を行い、時間外勤務手当の支給手続きを行うようにしていただきたい。博物館においては、時間外勤務を行う職員に偏りが見られるので、業務分担の割り当てについて検討していただきたい。</p> <p>時間外の管理については、法令及び「時間外勤務の適正な運用に関する行動指針」により、適正な時間外勤務の取組を行うとともに、所属長においては、「所属長の時間外勤務命令確認10箇条」等により状況の把握及び適正な管理を行っていただきたい。</p>
------------------	---

①使用許可条件第9条に基づき、カフェ運営者から『八代市立博物館未来の森ミュージアムカフェ販売品等届出書』（以下「届出書」）を提出いただき、3月24日に承認手続きを行いました。

今後は、新規、更新、変更を問わず、許可申請の際は、届出書も提出するよう指導し、承認手続きを取ります。

②今回の監査終了後、勤務時間終了前に時間外勤務の有無の確認を行い、臨時又は緊急の必要上やむを得ないものである場合には、時間外勤務を命じることとし、併せて事後確認を徹底し、適正な時間外勤務の管理を行うよう改めました。

また、時間外勤務を行う職員に偏りがあることについては、1人の係長が管理と学芸という2係分の業務を行っていたことが原因と思われます。令和2年度から、人事課への要望により係が1係から2係に増加しますので、今後、業務分担の適正な配分を行います。



八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 イベント推進課（商工政策課）  
監査対象年度 平成30年度  
監査実施期間 令和2年1月8日 ～ 令和2年2月3日

指摘事項	<p>平成30年度まで商工政策課で行っていた「くま川祭り実行委員会」の会計事務において、次のような不適切な取り扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ CD販売収入など、年間を通じて収入があるものについて、収入伺を数ヶ月分まとめて作成しているもの</li><li>・ 支出と収入を相殺し、差額のみを収入として出納簿に記載しているもの</li><li>・ CD販売収入や口座から支払い用として引き出された現金が、長期間金庫に保管されているもの</li><li>・ 預金利息について、収入伺が作成されておらず、決算時に利息の一部が未計上となっているもの</li></ul> <p>準公金の取り扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指摘のあった支出と収入を相殺し、差額のみを収入として計上した件については、平成30年度の出納簿については修正いたしました。今後は、支出伺、収入伺それぞれを作成し、それぞれ出納簿に計上を行うようします。</li><li>・ 指摘のあったCD販売収入、現金が長期間金庫に保管されていた件については、これまで、通帳が多数あったため、収入伺を数ヶ月分まとめて作成していました。これを改善するため、通帳を1本化しました。令和2年度からは、収入があった時点で収入伺を作成、決裁を取り、現金は金庫に保管する。また、長期間金庫内保管しないように現金保管簿を作成し、週に一回会計担当が現金保管簿の確認及び銀行での入金又は支払いを行うように改善しました。今後は、現金保管簿を月に二回係長が確認するようにし、現金の取り扱いには十分に注意し長期間金庫内保管をしないよう取り扱います。</li><li>・ 指摘のあった預金利息については、収入伺を作成し、次年の決算に計上するよう改善しました。今後は、計上漏れがないか、事務局で十分注意し決算を行うよう取り扱います。</li></ul>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 イベント推進課（観光振興課）  
監査対象年度 平成30年度  
監査実施期間 令和2年1月8日 ～ 令和2年2月3日

指摘事項	<p>⑥平成30年度まで観光振興課で行っていた「やつしろ全国花火競技大会実行委員会」の会計事務において、次のような不適切な取り扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現金の受け渡しの際にいくらあるべきかの確認書類がないもの</li><li>・ 口座から支払い用として引き出された現金が長期間保管されているもの</li><li>・ 花火大会関連グッズなどの販売物の在庫管理が行われていないもの</li></ul> <p>現金の受け渡しや保管については、事故や不正が起きないように十分に注意する必要がある。適正な現金の取り扱いが行われるよう、管理体制を強化していただきたい。</p> <p>また、販売物も現金と同様に適正に管理していただきたい。</p>
改善内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指摘のあった現金の受け渡しの際に確認書類がないものについては、現金受け渡しマニュアル及び領収書を作成し改善しました。今後は、作成したマニュアル及び領収書をもとに、現金の受け渡しの有無を確認します。</li><li>・ 指摘のあった長期保管されていた現金について、今後は現金保管簿を活用し、保管があった場合、週に一回会計担当が現金保管簿の確認及び銀行での入金又は支払いを行うように改善しました。今後は、現金保管簿を月に二回係長が確認するようにし、長期間金庫内保管をしないよう取り扱います。</li><li>・ 指摘のあった販売物の在庫管理が行われてないものについては、在庫数を確認後、在庫表を作成し改善しました。今後は毎月月末に在庫数を確認し、販売物の在庫を管理します。</li></ul>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 イベント推進課（観光振興課）  
監査対象年度 平成30年度  
監査実施期間 令和2年1月8日 ～ 令和2年2月3日

指摘事項	<p>⑦平成30年度まで観光振興課で行っていた「やつしろ全国花火競技大会実行委員会」及び「2018九州国際スリーデーマーチ実行委員会」の会計事務において、出納簿の記入誤り等により、出納簿の合計と決算額が一致していなかった。</p> <p>出納簿は決算の際の根拠資料となるため、適時適切に記録を行い、定期的に通帳との照合を行わなければならない。</p> <p>決算を行う際には、根拠書類、出納簿、口座残高等を十分に確認し、適正な決算書を作成していただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった出納簿の合計と決算額が一致していなかったことについては、二週間に一回の定期的な通帳と出納簿の照合を行うように改善しました。</p> <p>今後は、根拠書類、出納簿、口座残高を十分に精査し、決算書を作成するよう取り扱います。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 文化振興課  
監査対象年度 平成30年度  
監査実施期間 令和2年1月8日～令和2年2月3日

指摘事項	<p>八代市文化祭業務委託について、委託先からの実施報告書の提出がなく、業務完了の確認がされていなかった。</p> <p>委託業務は、仕様書及び契約書において、契約内容を明確にし、実施報告書等により、契約内容が履行されているか確認を行う必要がある。</p> <p>今後は、実施報告書等により、確実に事業が履行されているか十分に確認を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった八代市文化祭業務委託における委託先からの実施報告書の提出については、「平成30年度八代市文化祭業務委託契約書」第8条におきまして、委託業務を完了したときから20日以内に市へ提出しなければならないものとして規定されております。</p> <p>しかしながら、これまで実施報告書の提出がなされていなかったため、今回の指摘を踏まえて委託先を指導し、平成30年度分の実施報告書を提出させたところです。令和元年度分についても、令和2年2月14日付で委託先から提出され、同日、令和元年度業務の完了確認を行いました。</p> <p>今後も、実施報告書等により、契約内容が適正かつ確実に履行されているかを確認します。</p>

令和2年3月13日

八代市監査委員 様

八代市長

## 定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

## 記

課 かい 名 スポーツ振興課

監査対象年度 平成30年度

監査実施期間 令和2年1月8日 ～ 令和2年2月3日

指 摘 事 項	<p>① スポーツ振興課で行っている「全国高等学校総合体育大会八代市実行委員会」の会計事務において、職員による立替払が行われていたにもかかわらず、実行委員会から職員への支払いが行われていないものがあつた。 各種実行委員会の会計事務においては、安易に職員による立替払を行わず、適正な事務手続きにより支払事務を行うようにし、やむを得ず立替払を行った際には、速やかに支出処理を行うなど適正な会計事務を行っていただきたい。</p> <p>② スポーツ振興課で会計事務を行っている「全国小学生ABCバドミントン大会実行委員会」の決算において、口座利息が計上されていなかった。 決算を行う際には、根拠書類、出納簿、口座残高等を十分に確認し、適正な決算書を作成するようにしていただきたい。</p> <p>③ スポーツ振興課で行っている各種実行委員会の会計事務において、次のような不適切な取り扱いがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入何が作成されていないもの</li> <li>・ 伺書などで決裁を受けることなく、口座から出金が行われているもの</li> <li>・ 領収書等の根拠書類が適正に保管されていないもの</li> <li>・ 職員による高額、長期の立替払が行われているもの</li> <li>・ 支出に対する戻入を収入として出納簿に記載しているもの</li> </ul> <p>スポーツ振興課は、多くの準公金を取り扱われていることから、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。</p>
改 善 内 容	<p>① 指摘のあつた会計事務については、原則、職員による立替払は行わないものとします。但し、業務の都合上、緊急やむを得ず行った立替払については、速やかに支出命令書にその事由を記載し、支出後は、受領日、受領印をもらうように改善しました。今後は、適正な事務手続きに基づき、支出処理を行うように取り扱います。なお、実行委員会からの未払い分については、令和元年度予算で支出処理を行いました。</p> <p>② 参加負担金が入ってくる口座と、支出用の口座があり、参加負担金のみを支出用の口座に移行していたため、参加負担金口座の利息について、決算に計上されていませんでした。この利息分について、支出用口座へ移行し、次年度決算へ計上することとしました。 今後は、参加負担金を支出用口座へ移行する際に、利息についても同時に移行するようにし、決算時には、両方の口座を再度確認し適正な決算を行います。</p> <p>③ 指摘のあつた各種実行委員会の会計事務については、マニュアルが不十分だったので、マニュアルを見直し、各種会計事務マニュアルに基づき、処理に誤りがなかなど、複数で確認を行うよう改善しました。今後も準公金の取り扱いがあるため、会計事務マニュアルに沿った適正な事務処理を行うように取り扱います。</p>